

海南省市内誘客促進事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第55号

改正 令和5年3月28日告示第38号

令和6年3月28日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、市外からの観光客誘致に繋がる団体旅行の促進を図るため、市内の観光施設を対象とした団体旅行を実施する旅行者に対し、その費用の一部を補助する海南省市内誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、海南省補助金等交付規則（平成17年海南省規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。
- (2) 市内施設 市内に位置する公園、寺社仏閣、飲食店、観光イベントの開催地その他の観光要素があるものをいう。ただし、公序良俗に反する施設その他の市長が適当でないとするものを除く。
- (3) 団体旅行 貸切バスを利用した最少催行人数が10人以上の募集型企画旅行又は受注型企画旅行をいう。
- (4) 学校行事 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校が行う行事をいう。
- (5) 有料施設 市内施設のうち、旅行参加者が利用、入場その他のサービスを受けることに対して一定の対価を負担する必要があるものをいう。
- (6) 無料施設 市内施設のうち、有料施設に該当しないものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、日本国内に本店を有する旅行者であって、次のいずれにも該当する団体旅行を提供する者とする。

- (1) バス1台あたりの参加者が10人以上（海南省在住のものは除く。）であること。

- (2) 市内施設の滞在時間を30分以上設けていること。
 - (3) 団体旅行の提供にあたり、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会が策定した旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン、貸切バス旅行連絡会が策定した貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドラインその他の感染症対策に関する指針に基づき感染症防止対策を実施していること。
 - (4) 団体旅行の提供終了後、旅行業者が当該参加者に対し、市が指定するアンケートを行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、旅行業者が提供しようとする団体旅行が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、補助対象としない。
- (1) 団体旅行が学校行事であるもの。
 - (2) 団体旅行を提供する相手方が特定の政治活動又は宗教活動を目的とする団体であるもの。
 - (3) 団体旅行を提供する相手方が暴力団（海南省暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）その他の公序良俗に反する団体若しくはその構成員又は暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）であるもの。
 - (4) 団体旅行の提供日において、出発地、経由地（通過のみの場合を除く。）又は到着地のいずれかが新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の実施区域又はまん延防止等重点措置の措置地域に指定された場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする場合
（補助金の額及び限度額）

第4条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ海南省市内誘客促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表
- (2) 申請者が法人の場合は履歴事項証明書
- (3) 申請者が個人事業主の場合は前年の確定申告書第1表の写し

- (4) 旅行業法による登録票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、海南市市内誘客促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容に変更があるとき、又は中止しようとするときは、海南市市内誘客促進事業補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、海南市市内誘客促進事業補助金変更・中止承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定に係る団体旅行が完了したときは、速やかに、海南市市内誘客促進事業補助金実績報告書（様式第5号）及び海南市市内誘客促進事業補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 提供した団体旅行の行程がわかる書類
- (2) 団体旅行の参加者情報
- (3) 市内施設に立ち寄ったことがわかる写真等
- (4) 有料施設を利用した場合は、施設利用にあたっての領収書の写し
- (5) 団体旅行の参加者を対象に実施したアンケート結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の実績報告及び補助金の交付請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、海南市市内誘客促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた旅行者に対し、必要な指示をし、又は書類、

帳簿等の検査を行うことができるものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 第6条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条に規定する指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(様式)

第12条 この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日告示第38号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月 日告示第 号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額		
	バスが1台 の団体旅行	バスが2台 の団体旅行	バスが3台以 上の団体旅行
無料施設のみ立寄る場合	10,000円	20,000円	30,000円
有料施設1箇所のみ立寄る場合	15,000円	30,000円	45,000円
有料施設1箇所を含む 市内施設2箇所に立寄る場合	20,000円	40,000円	60,000円
有料施設1箇所を含む 市内施設3箇所以上に立寄る場合	25,000円	50,000円	75,000円